

函館市企業局出資団体等情報公開要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市情報公開条例（平成13年函館市条例第7号。以下「条例」という。）第27条に規定する公営企業管理者（以下「管理者」という。）の所管に属する出資団体等の情報公開の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(出資団体等)

第2条 条例第27条第1項の規定により出資団体等として管理者が定めるものは、次に定めるとおりとする。

- (1) 函館市企業局が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の4分の1以上を出資している法人
- (2) 函館市企業局から継続的（前々年度から当該年度まで引き続いていることをいう。）に補助金、負担金および交付金（以下「補助金等」という。）を受けている法人または団体

(経営状況を説明する文書の公開)

第3条 前条第1号に定める法人は、毎事業年度終了後おおむね3月以内に、別表左欄に掲げる法人の区分に応じ同表右欄に定める経営状況を説明する文書を管理者に提出するものとし、かつ、当該文書を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

2 前項の規定により提出された経営状況を説明する文書は、総務部文書法制課情報公開コーナーに備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(提出を求める文書の範囲)

第4条 条例第27条第2項の規定により管理者が出資団体等に対して提出を求める文書は、平成13年4月1日以後に、出資団体等の職員が職務上作成し、または取得した文書、図面、写真、フィルムおよび電磁的記録（紙に出力されたものに限る。）であって、当該出資団体等の職員が組織的に用いるものとして、当該出資団体等が保有しているものをいう。

(保有文書の提出)

第5条 出資団体等は、条例第27条第2項の規定に基づき管理者から保有する文書の提出を求められた場合において、当該文書に条例第7条に規定する非公開情報に相当する情報が記録されているときは、意見を付したうえで、その求めに応ずるよう努めなければならない。

2 第2条第2号に規定する出資団体等にあつては、前項の規定にかかわらず、補助金等の交付の対象となった事業に要する経費以外の経費に係る文書を除いて、その求めに応ずるものとする。

3 出資団体等は、条例第27条第2項の規定に基づき管理者から保有する文書の提出を求められたときは、14日以内にその諾否を決定するものとする。ただし、正当な理由により、14日以内に決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

<p>1 一般社団法人 および一般財団 法人（ただし、 2の法人を除く。）</p>	<p>(1) 定款 (2) 役員等名簿 (3) 社員名簿 (4) 貸借対照表 (5) 正味財産増減計算書 (6) 事業報告 (7) (4)～(6)に係る附属明細書 (8) 公益目的支出計画実施報告書（移行法人に限る。）</p>
<p>2 公益社団法人 および公益財団 法人</p>	<p>(1) 定款 (2) 役員等名簿 (3) 社員名簿 (4) 事業計画書 (5) 収支予算書 (6) 財産目録 (7) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 (8) 報酬等の支給の基準を記載した書類 (9) キャッシュフロー計算書（作成している場合に限る。） (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 (11) 貸借対照表 (12) 正味財産増減計算書 (13) 事業報告書 (14) (11)～(13)に係る附属明細書</p>
<p>3 営利法人</p>	<p>(1) 定款 (2) 役員名簿 (3) 損益計算書 (4) 事業報告書 (5) 貸借対照表 (6) (3)～(5)に係る附属明細書 (7) 株主資本等変動計算書 (8) 個別注記表</p>
<p>4 上記1～3以外 の出資法人</p>	<p>・上記1～3に準じた文書</p>